

平成 30 年度

第 2 回環境担当者研修会開催

1. 開催日時：平成 30 年度 11 月 26 日（月） 13:30～16:00 甲賀地区
平成 30 年度 11 月 30 日（金） 13:30～16:00 南部地区
2. 会場：甲賀地区 滋賀県甲賀合同庁舎 4 階 4A 会議室
南部地区 草津市立まちづくりセンター（草津市大路町）301・302 号室
3. 共催：滋賀県南部環境事務所、滋賀県甲賀環境事務所、湖南・甲賀環境協会
4. 参加者数：南部地区 83 名（会員 52 名、会員外 27 名、行政 2 名、講師 2 名）
甲賀地区 96 名（会員 46 名、会員外 38 名、行政 10 名、講師 2 名）



甲賀会場（11 月 26 日）



南部会場（11 月 30 日）

【研修内容】

- ・①産業廃棄物の処理について
～排出事業者の責任～
- ・②微量 PCB の処理と実体



進行の竹本研修部会長（甲賀会場）



進行の前田研修部会長（南部会場）

井上会長の挨拶（南部会場）



本日の第2回環境担当者研修会は、産業廃棄物の処理について、排出事業者の責任としてまず県から概要をご説明頂きます。そして皆様の関心が高い、PCB廃棄物について王子エフテックス（株）滋賀工場様の環境管理室室長物部様より、微量PCB廃棄物の処理と実体について、自社での処理状況についてプレゼンテーションを頂きます。どうぞよろしくお願い致します。

本日は会員企業様と、会員外企業様とほぼ半分ずつ位の割合でご参加頂いております。この研修会は県との共催ということで、会員外の方にもお声がけをさせて頂いております。その中でお願い事がございます。当協会は現在174社にご加入頂いておりますが、本日も参加者の約半分が会員外の企業様からのご参加となっております。本日は第2回目の環境担当者研修会となりますが、次回は12月に水質関連をテーマとして第3回目の研修会を企画しております。またご案内をさせて頂きますが、こちらも滋賀県との共催でございますので、会員外企業の皆様にもお声がけをさせて頂きますので、是非入会のご検討を頂きまして、皆様と共にこの地域の環境保全に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

【講演の一部を紹介させていただきます】

① 産業廃棄物の処理について

～排出事業者の責任～

滋賀県甲賀環境事務所 主幹 浦山 重雄氏に講演いただきました。



産業廃棄物の処理について、排出事業者の責任は、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとあります。

その処理内容について浦山主幹様から、廃棄物の区分については、種類の詳細な説明と廃棄物と有価物の関係を説明いただき、排出事業者の責任については具体的な責務についてご説明いただきました。

又、事業者立入等から考えるありそうな事例ということで、「こんなことありませんか？」で問題となるような事例の紹介があり、排出事業者の責務として環境面での法、条例の遵守については常に関心を持つべきでは無いでしょうか。

② 微量 PCB の処理と実体

王子エフテックス株式会社 滋賀工場

環境管理室 室長 物部 泰宏氏に講演いただきました。



王子エフテックス（株）滋賀工場様は王子グループの機能剤カンパニーの特殊紙事業で、プラスチックフィルム専門工場です。

王子エフテックス(株)様では、高濃度 PCB 廃棄物については 2010 年に処置され、今回微量 PCB 廃棄物についても 2014 年から、随時処理を実施されております。

今回は自社での処理実体について、PCB の SDS からの適用法令、危険有害性の要約、更に有害性情報、又 PCB の生産経緯を含めた内容で PCB の概要を説明頂き、更に低濃度 PCB の概要、PCB の含有量の簡易測定法など紹介を頂きました。

実際の低濃度 PCB 処理については、処理メーカーのご紹介、処理上の留意点など企業にとって処理する上でのポイントを丁寧に説明頂き、役立つ有意義な内容をご紹介頂きました。

【最後のご挨拶】

滋賀県南部部環境事務所 卯田所長



本日のテーマは「廃棄物」ということで基礎から説明をさせて頂きましたが、沢山の方にご参加を頂き、担当者の皆様が日々の業務の中で廃棄物に関してのご関心がいかに高いかということを改めて感じさせて頂いた次第です。

まずは甲賀環境事務所の浦山主幹より、産業廃棄物の処理について～排出事業者の責任～のご講義を頂きました。日頃より許可を持つ業者の方ときちんと計画され、マニフェスト管理もして頂いていると思いますが、本日改めてご確認頂けたかと思っております。

3 年前には賞味期限切れの冷凍カツが適正に処分されず、別の販売店で売られていたという事例もございましたが、改めて排出された廃棄物につきましては、どこへ行きどう処分されているか、しっかりご確認頂きたいところでございます。

私事になりますが、栗東市の処分場で 6 年程ごみの分析をしておりました。中でも PCB 廃棄物について

ては大変苦勞した覚えがあります。PCB 廃棄物は平成 25 年によく国の認可がおりまして、それまでの 10 年間で廃棄物が約 70 万トンあり、予算額にしますと撤去に約 81 億円かかりますが、現在も現状回復事業を行っている段階でございます。一旦不適正に処理されてしまうと、かなりの時間と費用がかかる上、周辺への影響も大きくなりますので、廃棄物の不適正処理につきましては行政も十分干渉しております。ただ全てには監視が行き届かない部分もあるかと思っておりますので、皆様には廃棄物の適正処理に十分ご留意とご協力を頂きたいと思っております。

次には王子エフテックス（株）様より、「微量 PCB 廃棄物の処理と実体について」というご講義を頂きました。PCB 廃棄物につきましては一旦外へ出てしまいますと、全世界へ汚染が広がってしまいます。なぜなら PCB 自体が揮発性のため、外気温が上がると揮発し、下がると再付着する特性があり、徐々に北極や南極へ集まっていってしまう状態です。現在滋賀県でも掘り起こし調査を行い、どれほどの PCB を持っておられるか、例えば事業所様の寮や閉鎖された工場、使われていないキュービクル内にどれほど残っているか、アンケート調査等させて頂いている所です。PCB 特措法では、高濃度の処理期限、低濃度・微量の処理期限がそれぞれ定められておりますので、期限内に処分して頂けますようお願い申し上げます。最後の質問に、「処理期限を過ぎてしまったらどうすればよいのか」というものがありました。おそらく国から何らかの情報提供はあるかもしれませんが、現在の所は処理期限内での処分へのご協力をお願い致します。

最後になりましたが、本日の研修会の内容で各事業所様に該当する部分についてはもう一度、コンプライアンスの問題、環境配慮の問題等も考えて頂きながら、皆様のお役に立てて頂ければと思っております。本日はありがとうございました。

滋賀県甲賀環境事務所 明石所長



本日はニーズが非常に高かったと聞いております、「廃棄物」がテーマです。第 1 部では県から「排出事業者責任」についてお話させて頂きました。排出事業者責任とは、本日の配布資料で見ると 1 ページの半分におさまるものですが、それ以外には、産廃を扱う時に誰もがかかる基準、処理基準は処理業者だけではなく排出事業者様にも同じく当てはまるという意味で保管基準やその他の基準等のご説明をさせて頂きました。

そして第 2 部では、王子エフテックス（株）の物部様より、微量 PCB 廃棄物についての大変貴重なお話を頂きました。県ではまずリミットの近づいております、高濃度 PCB 廃棄物についての追跡・アンケート調査等を行いながら現在皆様に掘り起こし、注意喚起を行っているところですが、その次には本日お話頂きました微量 PCB 廃棄物の処理リミットが近づいてきております。王子エフテックス（株）様が実際処分して頂いた中で得られた知見、費用がいくらかかったか等、県からはお話できないような内容も含めて、皆様にとって貴重な情報だったのではないかと思います。この 1 部 2 部とも、皆様の職場において改めて情報共有をして頂き、コンプライアンスへ繋げて頂ければ幸いです。よろしくお願い致します。

また本日は関西広域連合からのエコカー検定、関西エコオフィス大賞の資料をお付けしております。決してご負担にはならないと思いますので、ご興味があれば応募して頂ければ幸いです。本日は大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

以上